【様式 1-2】ご提出いただく書類について ※証明書等は**原本**のご提出をお願いしております

①被相続人(家屋に居住し、亡くなられた方)の住民票の写し

➡亡くなられた方の住民票の除票の写し(原本)をご提出お願いします。住民票の除票に記載された住所が,当該家屋の所在地と同じであることをご確認ください。家屋の所在地以外が住所(親族の自宅等)であった場合は,確認書の発行ができない場合がございますので予めご了承ください。

ただし、老人ホーム等に入所していた場合については、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、追加書類が必要です(【1-1】から【1-3】いずれの譲渡方法でも共通)。」 をご確認ください。

②申請被相続人居住用家屋の相続人(相続を受けた方全員)の住民票

➡被相続人居住用家屋(亡くなった方が住んでいた家屋)を、相続した<u>全員の</u>住民票の写し (原本)をご提出お願いします。なお、住民票は、相続人が相続開始の直前から取壊しした 時まで家屋に居住していなかったことを確認するため、<u>家屋の取壊し後に取得した住民票</u> が必要です。

③申請被相続人居住用家屋またはその敷地等の売買契約書のコピー等

➡相続した家屋(土地含む)の譲渡日(引き渡した日)を確認するため,売買契約書等のコピーをご提出お願いします。なお,売買契約書で譲渡日が確認できない場合は登記事項証明書等(その譲渡の時期を確認できるもの)が必要です。

④相続または遺贈による申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得をした「相続人の数」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋及びその敷地の登記事項証明書等 (原則コピー不可, ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等)

➡亡くなった方が住んでいた家屋(土地含む)を、相続した方が何名であったかを確認するために、**建物の閉鎖事項証明書**と土地の登記事項証明書等をご提出お願いします。1名が単独で相続した場合も必要です。登記事項証明書の提出が難しい場合(未登記等)や換価分割の場合は、遺産分割協議書等のご提出をお願いいたします。

【様式 1-2】ご提出いただく書類について ※証明書等は**原本**のご提出をお願いしております

- ⑤法務局が作成する家屋取壊し後の閉鎖事項証明書
- ⇒取壊した日を確認するため、当該家屋の閉鎖事項証明書(原本)をご提出お願いします。 当該家屋が未登記の場合は、解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収 書等(その取壊し等をした時期及び対象を確認できるもの)をご提出お願いします。
- ⑥申請被相続人居住用家屋が「相続の時から取壊し、除却または滅失の時まで事業の用、貸付けの用または居住の用に供されていたことがないこと」及び申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用または居住の用に供されていたことがないこと」を証する書類として以下のいずれか
- ➡居住者が亡くなってから、取壊し後敷地等を譲渡した時まで何にも<u>使用していないこと</u>を, <u>(1) から (3) のいずれかの書類</u>で確認します。
- (1) は、居住者が亡くなってから譲渡した日までに、電気や水道等のライフラインの使用が中止されたこと (閉栓日や使用中止日) が確認できる書類が必要です。該当する書類があるかは、支払い先にお問合せください。
- (2) は、当該家屋の相続人と媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の<u>現況が空き家であり、かつ、取壊しの予定があることを表示</u>している広告等が必要です(宅地建物取引業者のホームページにて、広告が掲載されている場合は、そのページを印刷したもの)。
- (3) は、当該家屋が本市の空き家バンクに登録していることが確認できる書類等によって確認できる場合がありますので、お問い合わせください。なお、本市では、空き家バンクに登録していなかった場合、その他の書類では確認いたしかねますので、(1) または (2) の書類をご準備ください。
- ⑦申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却または滅失の時からその後の敷地等の譲渡の時までの申請被相続人居住用家屋の敷地等の使用状況が分かる写真
- →<u>解体後から譲渡した時までに撮影した写真</u>をご提出お願いします。当該家屋の解体後から譲渡した時までに,敷地が<u>何にも使用されていないこと</u>を確認します。